

# 令和 2 年度 法人税関係法令の改正の概要

## 国 税 庁

法人番号 7000012050002

### 社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



### 法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



## 略

## 語

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）
改正法令	法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第112号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年財務省令第12号）
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第121号）
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第21号）
改正耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年財務省令第26号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法第15条による改正後の租税特別措置法
四年措法	改正法第16条による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
耐用年数省令	改正耐用年数省令による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令
旧法	改正法第3条による改正前の法人税法
旧措法	改正法第15条による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
特定高度情報通信技術活用システム導入促進法	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）
共同化調査省令	国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和2年経済産業省令第36号）

（注）このパンフレットは、令和2年6月3日現在の法令に基づいて作成しています。

## 目 次

I 減価償却又は税額の計算に関する改正	1
1 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設	1
2 その他	3
II 引当金・準備金制度に関する改正	8
III 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正	9
IV 国際課税に関する改正	13
1 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応	13
2 その他	18
V その他の改正	19
1 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の創設	19
2 その他	24
VI 連結納税制度の見直しに伴う改正	28

### [このパンフレットの構成について]

- 1 このパンフレットでは、令和2年度税制改正のうち法人税関係法令の概要について、令和2年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」の内容を中心に説明しています。
- 2 このうち改正項目を、「I 減価償却又は税額の計算に関する改正」から「VI 連結納税制度の見直しに伴う改正」までに区分した上で、法人税法及び租税特別措置法などの改正事項について、法人税を計算する際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。  
なお、グループ通算制度の概要及び同制度への移行に合わせた改正項目のうち、主要なものについては、このパンフレットではなく「グループ通算制度の概要（令和2年4月）」で説明しています。
- 3 それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極力イメージ図や算式等を使用して説明しています。また、〔適用時期〕において、措置の適用関係について説明しています。
- 4 主要な改正項目以外の改正項目については、表形式により改正のポイントを説明しています。
- 5 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については以下をご参照ください。  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>)

# I 減価償却又は税額の計算に関する改正

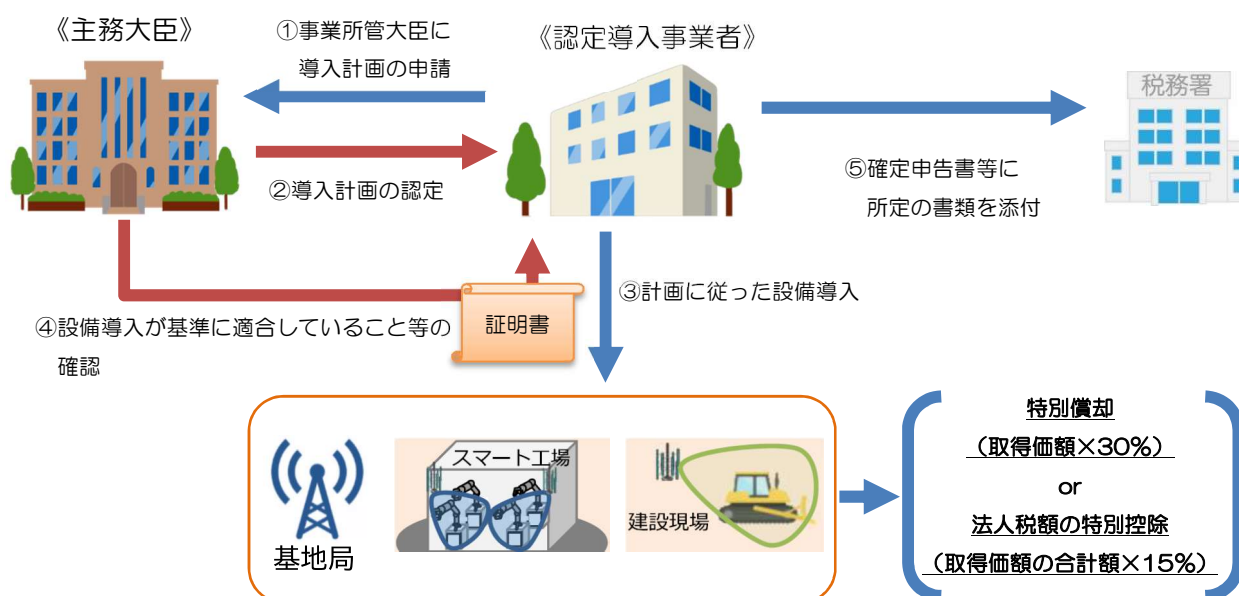
## 1 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

### 〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で特定高度情報通信技術活用システム導入促進法の認定導入事業者であるものが、同法の施行の日から令和4年3月31日までの期間内に、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得し、又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）し、国内にある当該法人の事業の用に供した場合には、その供用年度において次のいずれかの措置の適用を受けられる制度が創設されました（措法42の12の5の2①②）。

- イ 認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の30%相当額を限度とする特別償却
- ロ 認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の合計額の15%相当額（調整前法人税額の20%相当額が限度）の法人税額の特別控除

### 《イメージ図》



(注) イメージ図は、特定高度情報通信技術活用システム導入促進法を基に作成しています。

### (1) 適用対象法人

本制度の対象法人は、青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システム導入促進法第26条に規定する認定導入事業者である法人です（措法42の12の5の2①）。

### (2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産は、特定高度情報通信技術活用システム導入促進法第10条第2項に規定する認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものに限ります。）です（措法42の12の5の2①）。

認定特定高度情報通信技術活用設備とは、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物のうち、同法第26条に規定する認定導入計画に従って実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するために取得等をしたものであること及び同法第2条第1項第1号に掲

げる特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たす一定のものに該当することにつき主務大臣の確認を受けたものをいいます（措令 27 の 12 の 5 の 2）。

### (3) 供用年度

供用年度とは、認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 12 の 5 の 2 ①）。

### (4) 適用に当たっての注意点

イ 取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を貸付けの用に供した場合には、本制度の適用はありません（措法 42 の 12 の 5 の 2 ①）。

ロ 認定特定高度情報通信技術活用設備を所有権移転外リース取引（法令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した場合には、本制度のうち特別償却の措置の適用はありません（措法 42 の 12 の 5 の 2 ③）。

ハ 中小企業者等（注 1）以外の法人が、次の要件のいずれにも該当しない場合（その事業年度の所得の金額が前事業年度の所得の金額以下である場合を除きます。）には、本制度のうち法人税額の特別控除の措置の適用はありません（措法 42 の 13 ⑥）。

(イ) 継続雇用者給与等支給額（措法 42 の 12 の 5 ③六）が継続雇用者比較給与等支給額（措法 42 の 12 の 5 ③七）を超えること

(ロ) 国内設備投資額（措法 42 の 12 の 5 ③八）が当期償却費総額（措法 42 の 12 の 5 ③九）の 30% を超えること（注 2）

（注 1） 中小企業者等とは、措法第 42 条の 4 第 8 項第 7 号に規定する中小企業者（同項第 8 号に規定する適用除外事業者に該当する者を除きます。）又は同項第 9 号に規定する農業協同組合等をいいます。

（注 2） 令和 2 年 4 月 1 日前に開始した事業年度については、10% を超えることが要件となります。

### (5) 別表等の添付

本制度は、確定申告書等（次のロについては、修正申告又は更正の請求により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含みます。）に次に掲げる書類の添付がある場合に限り適用されます。

イ 特別償却の適用を受ける場合（措法 42 の 12 の 5 の 2 ④）

認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額の計算に関する明細書（別表十六（一）、別表十六（二）、特別償却の付表）及び財務省令で定める書類

ロ 法人税額の特別控除の適用を受ける場合（措法 42 の 12 の 5 の 2 ⑤）

認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類（別表六（二十七））及び財務省令で定める書類

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 6 の 2）。

### 〔適用時期〕

特定高度情報通信技術活用システム導入促進法の施行の日から施行されます（改正法附則 1 九）。

## 2 その他

○ その他、減価償却又は税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等				
(1) 減価償却資産の範囲 (法令13八ヲ、耐用年数省令1②六、改正法令附則1、改正耐用年数省令附則)	○ 国有林野の管理経営に関する法律の改正により同法において新たに規定された樹木採取権が法人税法上の減価償却資産(無形固定資産)に追加されました。	令2.4.1から適用されます。				
(2) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (措令27の4⑯十二、改正措令附則1七、30)	○ 特別試験研究費の対象となる国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所からの助成金の交付を受けて行われる特定用途医薬品等に関する試験研究が追加されました。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)の施行の日(令2.9.1)以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。				
(3) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の5①、68の10①、改正法附則80、94)  (措法42の5①一、措令27の5①、改正法附則80、94)  (平30経済産業省告示70号)  (措法42の5①、68の10①)	○ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。 <table border="1" data-bbox="507 981 1136 1099"> <tr> <td>令2.3.31以前の取得等</td> <td>令2.4.1以後の取得等</td> </tr> <tr> <td>30%</td> <td>20%</td> </tr> </table>  ○ 対象事業者にエネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する認定管理統括事業者及び管理関係事業者(これらの者が同法に規定する特定連鎖化事業者である場合のその連鎖化事業の加盟者を含みます。)が追加されました。  ○ 対象資産から高効率工業炉等が除外されました。  ○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。	令2.3.31以前の取得等	令2.4.1以後の取得等	30%	20%	令2.4.1以後に取得等をする高度省エネルギー増進設備等について適用され、同日前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等については、従来どおり適用されます。  同 上  令2.4.1から適用されます。  —
令2.3.31以前の取得等	令2.4.1以後の取得等					
30%	20%					
(4) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (旧措法42の10③、68の14③、旧措令27の10③、旧措規20の5⑤、改正法附則81、95)  (国家戦略特別区域法施行規則10)  (措法42の10①、68の14①)	○ 開発研究用資産の償却費が試験研究を行った場合の特別税額控除制度の特別試験研究費とみなされる特例措置が廃止されました。  ○ 対象事業から高度医療施設の近接の患者用宿泊施設の整備又は運営に関する事業、高度医療施設への外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業及び多国籍企業が行う統括事業が除外されました。  ○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。	令2.4.1前に取得等をした開発研究用資産については、従来どおり適用されます。  令2.4.1から適用されます。  —				

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(5) 国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の特別償却 又は法人税額の特別控 除（総合特別区域法施行 規則15二）</p> <p>（措法42の11①、68の14 の2①）</p>	<p>○ 対象事業から水の確保が困難な地域における給排水システムの研究開発に関する事業、高度医療施設の近接の患者用宿泊施設の整備又は運営に関する事業、高度医療施設への外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業、映画等の文字等で特に付加価値の高いものの創作又は提供に関する事業及びプログラムを表現する文字等で特に付加価値の高いものの研究開発に関する事業が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令2.4.1から適用され ます。</p> <p>—</p>
<p>(6) 地方活力向上地域等 において特定建物等を取 得した場合の特別償 却又は法人税額の特別 控除（措法42の11の3 ①、68の15①）</p>	<p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(7) 地方活力向上地域等 において雇用者の数が 増加した場合の法人税 額の特別控除（旧措法42 の12①一ロ・④十～十 三、68の15の2①一ロ・ ④十～十三、旧措令27の 12⑭～⑱、39の45の2⑮ ～⑳、改正法附則82① ②、96①②）</p> <p>（措法42の12①二、68の 15の2①二、措令39の45 の2⑱一、旧措令27の12 ③、39の45の2③、改正 法附則82①②、96①②）</p> <p>（措法42の12②③、68の 15の2②③、措令39の45 の2⑱二、改正法附則82 ①②、96①②）</p> <p>（措法42の12①、68の15 の2①）</p>	<p>○ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であることとの要件が廃止されました。</p> <p>○ 地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額控除限度額が、基準雇用者割合にかかわらず、次の金額の合計額とされました。</p> <p>イ 30万円（移転型事業にあつては、50万円）に、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数が上限とされます。）のうち特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額</p> <p>ロ 20万円（移転型事業にあつては、40万円）に、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数が上限とされます。）から新規雇用者総数を控除した数を乗じて計算した金額</p> <p>○ 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別税額控除限度額が、40万円（改正前：30万円）に、地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には、30万円（改正前：20万円）に、その特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額）に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令2.4.1以後に終了 する事業年度（特例対 象事業年度を除きま す。）分の法人税につ いて適用され、同日 前に終了した事業年 度（特例対象事業年 度を含みます。）分 の法人税については 、従来どおり適用 されます。</p> <p>（注）特例対象事業 年度とは、令2.4.1 前に地方活力向上地 域等特定業務施設整 備計画（以下「計画 」といいます。）の認 定を受けた法人の同 日以後に終了する事 業年度をいいます。 ただし、当該法人が 同日以後に計画の認 定又は変更の認定を 受ける場合における これらの認定を受け る日以後に終了する 事業年度は特例対象 事業年度から除かれ ます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>—</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(8) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除(措法42の12の2①、68の15の3①、改正法附則78、97②)</p> <p>(措法42の12の2①、68の15の3①、改正法附則83、97①)</p> <p>(措法42の12の2①、68の15の3①)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税額控除限度額が、支出した特定寄附金の額の合計額の40% (改正前：20%) からその特定寄附金の支出について道府県民税及び市町村民税(都民税を含みます。)の額から控除される金額として一定の金額を控除した金額(その支出した特定寄附金の額の合計額の10%を上限とします。)に引き上げられました。</li> <li>○ 認定地方公共団体に対してその事業費が確定する前に支出するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金が特定寄附金とされました。</li> <li>○ 適用期限が令和7年3月31日まで5年延長されました。</li> </ul>	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>令2.4.1以後に支出する特定寄附金について適用され、同日前に支出した特定寄附金については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(9) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措規20の8④一、改正措規附則14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象事業のうち、情報通信業の範囲が見直されました。</li> </ul>	<p>令2.4.1以後に取得等をする経営改善設備について適用され、同日前に取得等をした経営改善設備については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(10) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除(措法42の12の5①二、68の15の6①二、改正法附則78)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内設備投資額に係る要件について、国内設備投資額が当期償却費総額の95% (改正前：90%) 以上であることとされました。</li> </ul>	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(11) 革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(旧措法42の12の6、68の15の7、旧措令27の12の6、39の47の2、旧措規20の10の2、22の33、改正法附則84、98)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本制度は、廃止されました。</li> </ul>	<p>令2.4.1前に取得等をした革新的情報産業活用設備及び同日前に認定を受けた法人の令3.3.31までに取得等をする認定革新的データ産業活用計画に係る革新的情報産業活用設備については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(12) 法人税の額から控除される特別控除額の特例(措法42の13⑥二、68の15の8⑥二、改正法附則78)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内設備投資額に係る要件について、国内設備投資額が当期償却費総額の30% (改正前：10%) 超であることとされました。</li> </ul>	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>



改正事項	改正の内容	適用時期等				
<p>(13) 特定設備等の特別償却（措法43①表一、68の16①表一、改正法附則86①、100①）</p> <p>（平31財務省告示第96号）</p>	<p>○ 再生可能エネルギー発電設備等に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令2.3.31以前の取得等</td> <td>令2.4.1以後の取得等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20%</td> <td style="text-align: center;">14%</td> </tr> </table> <p>ロ 適用期限が令和3年3月31日まで1年延長されました。</p>	令2.3.31以前の取得等	令2.4.1以後の取得等	20%	14%	<p>令2.4.1以後に取得等をする再生可能エネルギー発電設備等について適用され、同日前に取得等をした再生可能エネルギー発電設備等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
令2.3.31以前の取得等	令2.4.1以後の取得等					
20%	14%					
<p>(14) 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却（旧措法43の2①、68の17①、旧措規20の11①、22の35①、改正法附則86②、100②）</p>	<p>○ 耐震基準適合建物等に係る措置が廃止されました。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条又は附則第3条に規定する報告を行った日以後5年を経過する日以前に取得等をした耐震基準適合建物等については、従来どおり適用されます。</p>				
<p>(15) 情報流通円滑化設備の特別償却（旧措法44の5、68の26、旧措令28の8、39の55、旧措規20の15、22の36、改正法附則86③、100③）</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>令2.4.1前に取得等をした情報流通円滑化設備については、従来どおり適用されます。</p>				
<p>(16) 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却（措法46①、68の31①、改正法附則78、100④）</p> <p>（措法46①、68の31①、改正法附則78、100④）</p> <p>（措法46①、68の31①）</p>	<p>○ 対象資産から工場用の建物及びその附属設備が除外されました。</p> <p>○ 機械及び装置の割増償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令2.3.31以前 開始事業年度</td> <td>令2.4.1以後 開始事業年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">24%</td> <td style="text-align: center;">12%</td> </tr> </table> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	令2.3.31以前 開始事業年度	令2.4.1以後 開始事業年度	24%	12%	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>—</p>
令2.3.31以前 開始事業年度	令2.4.1以後 開始事業年度					
24%	12%					
<p>(17) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（農業競争力強化支援法施行規則2二・三）</p>	<p>○ 対象事業に肥料、農薬、配合飼料及び農業機械の卸売事業及び小売事業が追加されました。</p>	<p>令2.4.1から適用されます。</p>				

改正事項	改正の内容	適用時期等
(18) 企業主導型保育施設用資産の割増償却（旧措法47、68の34、旧措令29の4、39の63、旧措規20の20、22の41、改正法附則86④、100⑤、改正措令附則33、43、改正措規附則15、18）	○ 本制度は、廃止されました。	令2.4.1前に取得等をした企業主導型保育施設用資産については、従来どおり適用されます。
(19) 倉庫用建物等の割増償却（措法48①、68の36①）	○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。	—

## II 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等				
(1) 海外投資等損失準備金 (措法55①、68の43①)	○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。	—				
(2) 金属鉱業等鉱害防止準備金 (旧措法55の2、68の44、旧措令39の73、旧措規21の4、22の47、改正法附則87、101①、改正措令附則44、改正措規附則16、19)	○ 本制度は、廃止されました。	令2.3.31を含む事業年度終了の日において金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を有する法人等について、所要の経過措置(同日以前に使用が開始された特定施設について、令2.4.1から令9.3.31までの間に開始する各事業年度において、廃止前の準備金積立率(80%)に対して1年ごとに8分の1ずつ縮小した率による積立て)が講じられています。				
(3) 特定災害防止準備金 (措法56①、68の46①、改正法附則78、101②)  (措法56①、68の46①)	○ 準備金積立率が次のとおり引き下げられました。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"><tr> <td style="text-align: center;">令2.3.31以前 開始事業年度</td> <td style="text-align: center;">令2.4.1以後 開始事業年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">60%</td> </tr> </table> ○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。	令2.3.31以前 開始事業年度	令2.4.1以後 開始事業年度	100%	60%	令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。  —
令2.3.31以前 開始事業年度	令2.4.1以後 開始事業年度					
100%	60%					
(4) 特定原子力施設炉心等除去準備金 (措法57の4の2①、68の54の2①)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで3年延長されました。	—				
(5) 農業経営基盤強化準備金 (措法61の2①、68の64①)	○ 適用期限が令和3年3月31日まで1年延長されました。	—				

### Ⅲ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) <b>土地の譲渡等がある場合の特別税率</b>（旧措法62の3④八・十二、旧措令38の4⑰⑳㉑一、旧措規21の19②八・十二・⑨）</p> <p>（措法62の3⑮、68の68⑮）</p> <p>（措法62の3④⑤、68の68④⑤）</p>	<p>○ 適用除外措置の範囲から次の譲渡が除外されました。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に係る一定の都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 都市計画区域内において行われる一団の宅地の造成（当該宅地の造成と併せて公共施設の整備が適切に行われる都市計画法の開発許可又は土地区画整理法の認可を受けて行われるものであること等の要件を満たすものに限り、）を行う者に対する土地等の譲渡</p> <p>○ 適用停止措置の期限が令和5年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>○ 適用除外措置の期限が令和4年12月31日まで3年延長されました。</p>	<p>本制度は、平10.1.1から令5.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。</p>
<p>(2) <b>短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率</b>（措法63⑧、68の69⑧）</p>	<p>○ 適用停止措置の期限が令和5年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>同上</p>
<p>(3) <b>収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例</b>（措法64①三の二・三の三）</p>	<p>○ 第一種市街地再開発事業が施行された場合又は防災街区整備事業が施行された場合における権利変換により、建物の借家権を取得しなかった場合において一定の補償金を取得するときについても、本制度の適用対象となることが明確化されました。</p>	<p>—</p>
<p>(4) <b>換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例</b>（措法65①四・五）</p> <p>（措法65⑦⑧、68の72⑦⑧）</p> <p>（措法65⑩、68の72⑩）</p>	<p>○ 第一種市街地再開発事業が施行された場合又は防災街区整備事業が施行された場合の交換取得資産の範囲に、権利変換により従前の資産に対応して与えられる施設建築物又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利が含まれることが明確化されました。</p> <p>○ 事業完了に伴い、「施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」又は「防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」に基づき「施設建築物の一部についての借家権」又は「防災施設建築物の一部についての借家権」を取得した場合においても、これらの「取得する権利」につき換地処分等による譲渡があったものとみなして圧縮記帳ができることが明確化されました。</p> <p>○ 圧縮記帳の対象となる資産が法人税法の譲渡損益調整資産である場合の特例について、上記の権利変換又は事業完了があった場合においても対象となることが明確化されました。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(5) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (措令39の7②、措規22の7③一、22の69③一、改正措令附則34、令2国土交通省告示491)</p> <p>(措法65の7①、65の8①、68の78①、68の79①、措令39の7③一、39の106②一、改正法附則88①、102①)</p> <p>(旧措法65の7①表四、68の78①表四、旧措規22の7③五・④三、22の69③五・④三、改正法附則88②、102②)</p> <p>(措法65の7①表五、改正法附則88①、102①)</p>	<p>○ 対象となる買換えについて、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 既成市街地等の内から外への買換えに係る措置について、譲渡資産から工場等が相当程度集積している区域内にある建物又はその敷地の用に供されている土地等が除外されました。</p> <p>ロ 航空機騒音障害区域の内から外への買換えに係る措置について、譲渡資産が次の区域内にある場合の課税の繰延べ割合が70%（改正前：80%）に引き下げられました。</p> <p>(イ) 令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に規定する航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する第二種区域となった区域</p> <p>(ロ) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に規定する第二種区域</p> <p>ハ 適用対象から都市機能誘導区域の外から内への買換えに係る措置が除外されました。</p> <p>ニ 防災再開発促進地区内の危険密集市街地における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う買換えに係る措置について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(イ) 譲渡資産に係る要件における耐火建築物又は準耐火建築物の範囲に耐火建築物又は準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物が追加されました。</p>	<p>令2.4.1以後に譲渡資産の譲渡をして同日以後に買換資産の取得をする場合のその資産及びその資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用され、同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定並びに同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>令2.4.1前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定については、従来どおり適用されます。</p> <p>令2.4.1以後に譲渡資産の譲渡をして同日以後に買換資産の取得をする場合のその資産及びその資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用され、同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(平26国土交通省告示第429号)</p> <p>(措法65の7①表六、68の78①表六、改正法附則88①③、102①③)</p>	<p>(ロ) 対象となる危険密集市街地について、その区域の不燃領域率が40%未満である区域に限定されました。</p> <p>ホ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えに係る措置について、買換資産から鉄道事業用車両運搬具が除外されました。</p>	<p>取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定並びに同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>令2.4.1から適用されます。</p> <p>令2.4.1以後に譲渡資産の譲渡をして同日以後に買換資産の取得をする場合のその資産及びその資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用され、同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定については、従来どおり適用されます。</p> <p>ただし、法人が令2.4.1前に締結した契約に基づき同日から令4.9.30までの間に取得をする鉄道事業用車両運搬具については、この特例を従来どおり適用できるよう所要の経過措置が講じられています。</p>
<p>(措令39の7⑧二、改正措令附則34)</p>	<p>ヘ 一定の船舶から一定の船舶への買換えに係る措置について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(イ) 譲渡資産となる船舶のうち建設業又はひき船業用のものにおける進水の日から譲渡の日までの期間の上限が35年(改正前:40年)に引き下げられました。</p>	<p>令2.4.1以後に譲渡資産の譲渡をして同日以後に買換資産の取得をする場合のその資産及びその資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用され、同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令39の7⑨二、改正措令附則34)</p> <p>(措法65の7①、65の8①、65の9、68の78①、68の79①、68の80)</p>	<p>(㊦) 買換資産となる船舶のうち海洋運輸業又は沿海運輸業用のものにおける進水の日から取得の日までの期間を法定耐用年数以下とする要件が追加されました。</p> <p>○ 適用期限が次のとおり延長されました。</p> <p>イ 過疎地域内への移転に係る措置及び防災再開発促進地区内の危険密集市街地における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う買換えに係る措置 令和3年3月31日</p> <p>ロ イ以外の措置 令和5年3月31日</p>	<p>びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定並びに同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>—</p>

## IV 国際課税に関する改正

### 1 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

#### 〔制度の概要〕

法人が有価証券の譲渡をした場合には、以下の算式により計算した譲渡損益の額を当該譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされています(法61の2①)。そして、当該譲渡に係る原価の額を計算する場合におけるその1単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、移動平均法又は総平均法によることとされています(法令119の2①、119の3、119の4、119の5①、119の7)。

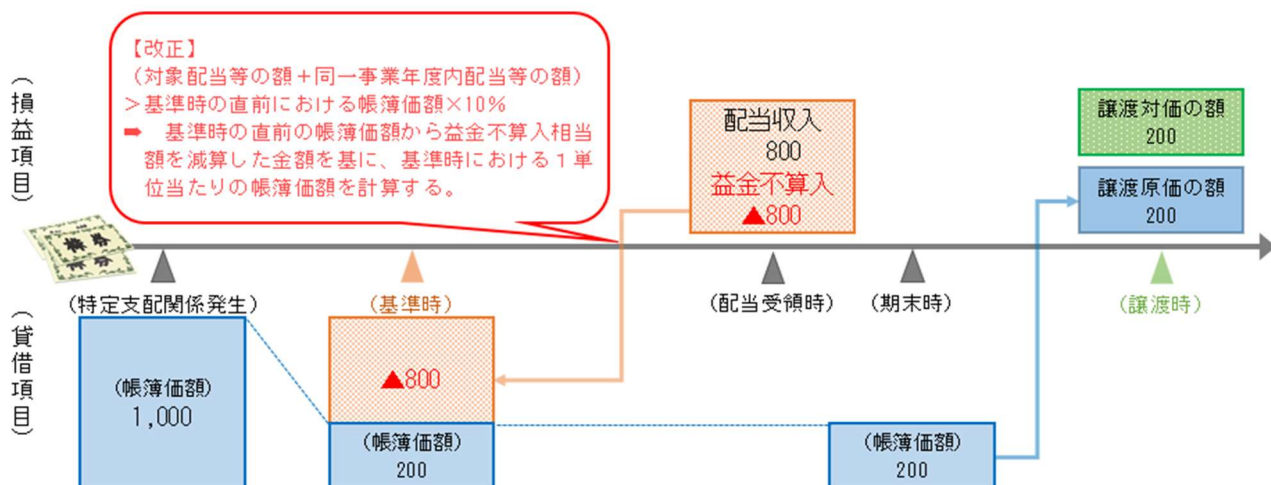
(算式)

$$\text{有価証券の譲渡損益} = \text{その有価証券の譲渡により通常得べき対価の額} - \frac{\text{1単位当たりの帳簿価額} \times \text{譲渡した有価証券の数}}{\text{譲渡原価の額}}$$

↓  
算出方法を改正

#### 〔改正の概要〕

「子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避」に対応するため、法人が、他の法人から対象配当等の額を受ける場合において、その受ける対象配当等の額と同一事業年度内配当等の額との合計額が、当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額に係る各基準時の直前において当該法人が有する当該他の法人の株式の帳簿価額のうち最も大きいものの10%相当額を超えるときは、一定の場合を除き、その受ける対象配当等の額に係る基準時の直前の当該他の法人の株式の帳簿価額からその受ける対象配当等の額のうち益金不算入相当額を減算した金額を基に、当該基準時における1単位当たりの帳簿価額を計算することとされました(法令119の3⑦~⑬、119の4①③)。



#### (1) 「他の法人」の範囲

「他の法人」とは、法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人以外の法人をいいます(法令119の3⑦)。

#### (2) 対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額

法令第119条の3第7項の規定(以下「本規定」といいます。)の適用を受ける「対象配当等の額」とは、法人が他の法人から受ける次に掲げる金額をいい、当該対象配当等の額に係る決議日等(注1)において当該法人と当該他の法人との間に特定支配関係(注2)があるものに限り(法令119の3⑦)。

イ 剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配の額(みなし配当の額、事業分量配当の額及び従事分量配当の額を除きます。)

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第137条の金銭の分配の額(みなし配当の額を除きます。)

ハ 資産の流動化に関する法律第115条第1項の金銭の分配の額(みなし配当の額を除きます。)



ニ みなし配当の額（完全支配関係のある法人の間の譲渡損益を計上しないこととされているみなし配当事由（法24①各号）に係るみなし配当の額（法61の2⑱）を除きます。）

同一事業年度内配当等の額とは、当該対象配当等の額を受ける日の属する事業年度開始の日からその受ける直前の時までの間に当該法人が当該他の法人から受けた上記イからニまでの金額をいい、これらの金額に係る決議日等において当該法人と当該他の法人との間に特定支配関係があったものに限ります。

（注1） 「決議日等」とは、次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める日をいいます（法令119の3⑨一）。

区 分	決議日等
剰余金の配当等で当該剰余金の配当等に係る決議の日又は決定の日があるもの	これらの日
剰余金の配当等で当該剰余金の配当等に係る決議の日又は決定の日がないもの	当該剰余金の配当等がその効力を生ずる日
みなし配当事由による金銭その他の資産の交付（剰余金の配当等に該当するものを除きます。）	当該事由が生じた日

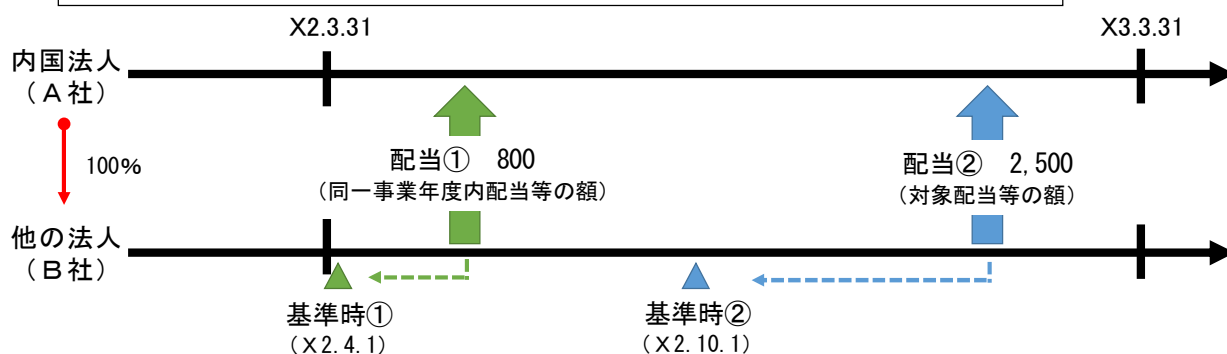
（注2） 「特定支配関係」とは、一の者（一の者と特殊の関係のある者を含みます。）が他の法人の株式等又は配当等に関する議決権の数等の50%超を直接又は間接に有する場合における当該一の者と他の法人との関係等をいいます（法令119の3⑨二）。

### (3) 帳簿価額から減算する金額（1単位当たりの帳簿価額の計算）

対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額がこれらに係る各基準時（注1）の直前の他の法人の株式等（注2）の帳簿価額のうち最も大きいものの10%に相当する金額を超える場合には、当該対象配当等の額に係る基準時の直前における帳簿価額から当該対象配当等の額のうち益金不算入相当額（注3）を減算した金額を基に、当該基準時における1単位当たりの帳簿価額を計算することとされています（法令119の3⑦）。

#### 《1単位当たりの帳簿価額の計算例》

[前提] ・配当①②に係る基準時①②の直前におけるB株の帳簿価額 20,000 (@2,000×10株)  
 ・配当①②に係る益金不算入相当額 3,300  
 ・配当①は本規定の適用を受けていない。



（適用の有無）

A 配当①と配当②の合計額 3,300

B 各基準時の直前の帳簿価額のうち最も大きいもの（20,000）の10% 2,000

→ A > B（適用あり）

（対象配当等の額に係る基準時②における1単位当たりの帳簿価額）

$(20,000 - 3,300) \div 10株 = @1,670$

（注1） 「基準時」とは、次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める時をいいます（法令119の3⑨三）。

区 分	基準時
株式会社がする剰余金の配当等で会社法第124条第1項に規定する基準日の定めがあるもの	当該基準日が経過した時（例：基準日が3月31日の場合の基準時は4月1日の午前0時）
株式会社以外の法人がする剰余金の配当等で基準日に準ずる日の定めがあるもの	同日が経過した時
剰余金の配当等で当該剰余金の配当等を受ける者を	当該剰余金の配当等がその効力を生ずる時

定めるための基準日又は基準日に準ずる日の定めがないもの	(その効力を生ずる日の定めがない場合には、当該剰余金の配当等がされる時)
みなし配当事由(法24①各号)が生じたことに基因する金銭その他の資産の交付(剰余金の配当等に該当するものを除きます。)	当該事由が生じた時

(注2) 株式又は出資をいい、移動平均法によりその1単位当たりの帳簿価額を算出するものに限り、

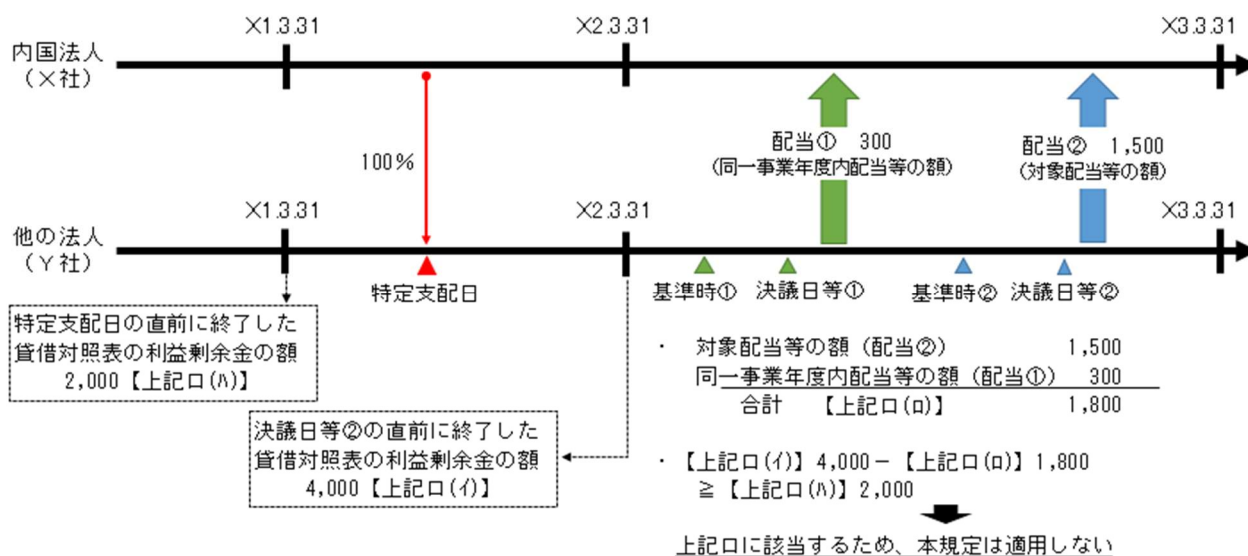
(注3) 対象配当等の額のうち益金不算入規定(法23①、23の2①、62の5④)により益金の額に算入されない金額(同一事業年度内配当等の額のうち本規定の適用を受けなかったものがある場合には、その適用を受けなかった同一事業年度内配当等の額のうち益金不算入規定により益金の額に算入されない金額の合計額を含みます。)に相当する金額をいいます。

#### (4) 本規定が適用されない場合

次の要件のいずれかに該当する場合、本規定の適用はありません(法令119の3⑦一～四)。

本規定が適用されない場合	
イ	内国普通法人である他の法人の設立の時から特定支配日(注1)までの期間を通じて、その発行済株式又は出資の総数等の90%以上を普通法人等(注2)が有する場合(当該期間を通じて90%以上であることを証する書類の保存がない場合を除きます。) (注1) 法人が当該他の法人との間に最後に特定支配関係を有することとなった日をいいます。 (注2) 内国普通法人、協同組合等及び居住者をいいます。
ロ	特定支配日が対象配当等の額を受ける日の属する他の法人の事業年度開始の日前である場合において、(イ)に掲げる金額から(ロ)に掲げる金額を減算した金額が(ハ)に掲げる金額以上である場合(当該減算した金額が(ハ)に掲げる金額以上であることを証する書類の保存がない場合を除きます。) (イ) 当該他の法人の当該対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額 (ロ) (イ)の事業年度終了の日の翌日から当該対象配当等の額を受ける時までの間に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額の合計額 (ハ) 当該他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額
ハ	特定支配日から対象配当等の額を受ける日までの期間が10年を超える場合
ニ	対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額が2,000万円を超えない場合

#### 《上記ロに該当する場合の例》



#### (5) 帳簿価額から減算する金額の特例

確定申告書、修正申告書又は更正請求書に下記イに掲げる事項を記載した書類の添付があり、か

つ、下記ロに掲げる書類の保存がある場合には、上記(3)の帳簿価額から減算する金額を特定支配後増加利益剰余金額超過額(益金不算入相当額に限りません。)に達するまでの金額とすることができません(法令119の7⑧)。

イ 添付する書類(別表八(三))の記載事項

- (イ) 対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額
- (ロ) 特定支配後増加利益剰余金額超過額及びその計算に関する明細

ロ 保存する書類(法規27①)

- (イ) 他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度から対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度までの各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書その他これらに類する書類
- (ロ) 支配後配当等の額を明らかにする書類((イ)に掲げる書類を除きます。)
- (ハ) 特定支配後増加利益剰余金額の計算の基礎となる書類((イ)に掲げる書類を除きます。)
- (ニ) (イ)から(ハ)までのほか、特定支配後増加利益剰余金額超過額の計算の基礎となる書類

ハ 帳簿価額から減算する金額

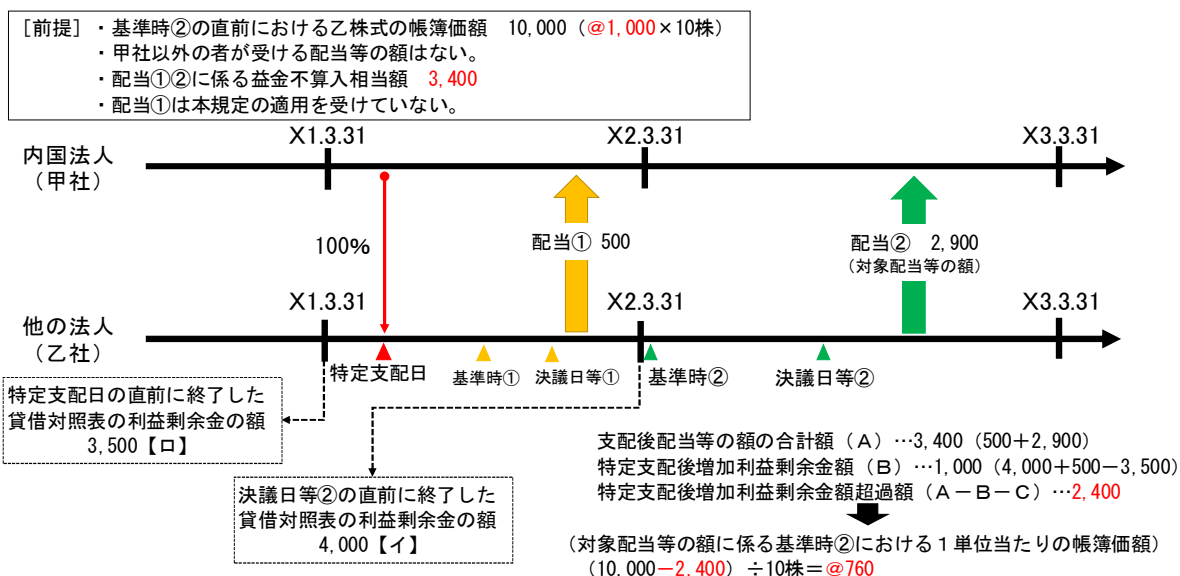
帳簿価額から減算する金額は、次により計算した特定支配後増加利益剰余金額超過額に達するまでの配当等の額のうち益金不算入相当額となります。(※下記の例を参照)

A 支配後配当等の額(注1)の合計額	3,400 (配当①+②)
B 特定支配後増加利益剰余金額(a+b-c)	1,000
a 当該他の法人の対象配当等の額の決議日等前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額	4,000 【イ】
b 特定支配日から対象配当等の額に係る決議日等の直前事業年度終了の日までの間に当該他の法人の株主等が受けた配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額	500 (配当①)
c 当該他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額	3,500 【ロ】
C 当該他の法人から受けた配当等の額のうち既に本規定の適用があった金額	-
特定支配後増加利益剰余金額超過額(A-B-C)(注2)	2,400

(注1) 支配後配当等の額とは、特定支配日から対象配当等の額を受ける時までの間に他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額(その配当等の額の基準時が特定支配日以後であるものに限ります。)をいいます。

(注2) 支配後配当等の額の合計額のうち法人以外の者が受ける配当等の額がある場合には、 $\{(A-B) \times (\text{当該法人が受ける配当等の額の合計額} / A)\}$ により計算した金額からCを控除した金額となります。

#### 《特例の適用を受ける場合の計算例》



#### (6) 総平均法を選定した場合の取扱い

法令第 119 条の 4 第 1 項（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）に規定する評価換え等に、対象配当等の額の受領が追加されるとともに、当該受領は基準時（上記(3)（注 1））にあつたものとして総平均法により 1 単位当たりの帳簿価額を計算することとされました。この場合、当該基準時における 1 単位当たりの帳簿価額は、事業年度開始の時から当該基準時の直前までの期間を 1 事業年度とみなして計算される帳簿価額につき法令第 119 条の 3 第 7 項の規定の例により計算した金額とすることとされました（法令 119 の 4 ①③）。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法令 155 の 3 の 2）。

#### 〔適用時期〕

令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用されます（改正法令附則 5 ①）。

法人が令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額に係る基準時が、同日前に開始した事業年度の期間内のいずれかの時である場合には、同日以後最初に開始する事業年度の開始の時が当該対象配当等の額に係る基準時とみなされます。この場合において、他の法人の株式等の当該開始の時の直前における帳簿価額が当該対象配当等の額に係る基準時における帳簿価額に満たないときは、益金不算入相当額（上記(3)）は、当該益金不算入相当額を当該帳簿価額で除し、これに当該開始の時の直前における帳簿価額を乗じて計算した金額とすることとされています（改正法令附則 5 ②）。

## 2 その他

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 外国税額控除の対象とならない外国法人税の額(法令142の2⑦五・六、155の27⑤三・四、法規29の2、37の4の2、改正法令附則8、11)	○ 次の外国法人税の額が追加されました。 イ 外国法人等の所得について、これを内国法人の所得とみなして当該内国法人に対して課される外国法人税の額 ロ 内国法人の国外事業所等において、当該国外事業所等から本店等又は他の者に対する支払金額等がないものとした場合に得られる所得につき課される外国法人税の額	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 国外関係者との取引に係る課税の特例等(措法66の4⑳㉔㉕、66の4の3⑭、67の18⑬、68の88⑳㉑㉒、68の107の2⑬、改正法附則89、92、103、107)	○ 国税通則法における更正決定等の期間制限等の改正に伴う所要の整備がされました。	令2.4.1以後に期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用され、同日前に期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 対象純支払利子等に係る課税の特例(措令39の13の2⑤二、39の113の2⑤二、改正措令附則35、45)	○ 外国法人の恒久的施設が有する債権に係る経済的利益を受ける権利が、当該外国法人の本店等に移転されることがあらかじめ定まっている場合に、対象外支払利子等の額からその恒久的施設に支払われる利子等の額が除外されました。	令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(措令39の17の3⑩二、39の117の2⑩二、改正措令附則36、46)  (措法66の7④、措令39の18⑰、⑱～㉔、措規22の11の2、改正法附則90①)	○ 部分対象外国関係会社に係る部分合算課税の対象となる受取利子等の額から、本店所在地において役員又は使用人が棚卸資産の販売及びこれに付随する棚卸資産の販売対価の支払の猶予に係る業務を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している外国関係会社が、関係者以外の者に対して行う棚卸資産の販売対価の支払の猶予により生ずる利子の額が除外されました。  ○ 内国法人(特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人又は特定投資信託に係る受託法人に限ります。)が会社単位の合算課税又は外国金融子会社等に該当しない部分対象外国関係会社に係る部分合算課税の適用を受ける場合に、その内国法人に係る外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち合算対象とされた金額に対応する部分の金額を、その内国法人が納付した外国法人税の額とみなして、特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例等が適用されることとされました。	外国関係会社の令2.4.1以後に開始する事業年度に係る部分適用対象金額及び部分課税対象金額について適用されます。  外国関係会社の令2.4.1以後に終了する事業年度に係る課税対象金額又は部分課税対象金額に係る外国法人税の額について適用されます。
(5) 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例(措令39の20の4⑧二、39の120の4⑧二、改正措令附則37、47)	○ 部分対象外国関係法人に係る部分合算課税の対象となる受取利子等の額から、本店所在地において役員又は使用人が棚卸資産の販売及びこれに付随する棚卸資産の販売対価の支払の猶予に係る業務を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している外国関係法人が、関係者以外の者に対して行う棚卸資産の販売対価の支払の猶予により生ずる利子の額が除外されました。	外国関係法人の令2.4.1以後に開始する事業年度に係る部分適用対象金額及び部分課税対象金額について適用されます。

## V その他の改正

### 1 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の創設

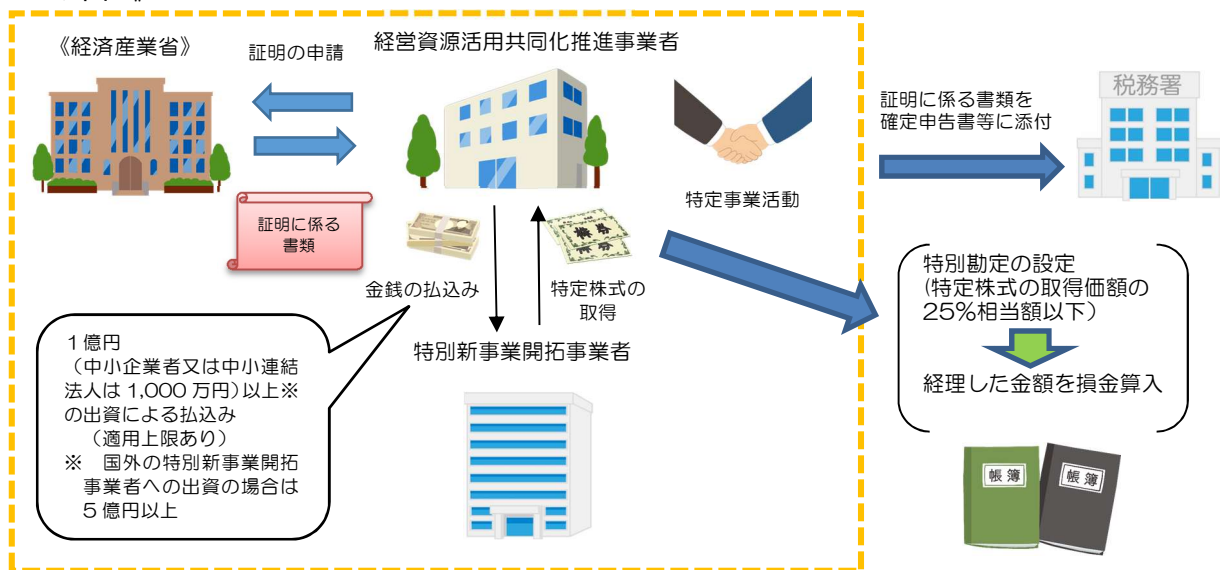
#### 〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で共同化調査省令第2条第1項に規定する経営資源活用共同化推進事業者であるものが、指定期間内に特定株式を取得し、かつ、その特定株式をその取得した日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式の取得価額（1件当たりの出資上限100億円）の25%相当額以下の金額を特別勘定として経理したときは、その事業年度の所得基準額を上限に、その経理した金額に相当する金額を損金の額に算入することができる制度が創設されました（措法66の13①、措規22の13①）。

特別勘定の金額は、一定の取崩し事由に該当することとなった場合には、その取崩し事由に該当することとなった日を含む事業年度において、その事由に応じた金額が取り崩され、益金の額に算入されます（措法66の13⑤～⑪）。

なお、共同化継続証明書にその取得の日から5年を経過した特定株式として記載された特定株式に係る特別勘定の金額については、その後の事業年度に取崩し事由に該当する事由が発生した場合でも益金の額に算入されません（措法66の13⑫、措令39の24の2①、措規22の13⑨）。

#### 《イメージ図A》



の手続については、経済産業省経済産業政策局産業創造課

([https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/open\\_innovation/open\\_innovation\\_zei.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html)) (令和2年6月3日現在) までお問い合わせください。

#### (1) 適用対象法人

本制度の対象法人は、青色申告書を提出する法人で新事業開拓事業者（注1）と共同して特定事業活動（注2）を行う一定の法人（注3）です（措法66の13①）。

（注1） 新事業開拓事業者とは、新商品の開発等の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要な事業者をいいます（産業競争力強化法2⑤）。

（注2） 特定事業活動とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいいます（産業競争力強化法2⑥）。

(注3) 一定の法人とは、経営資源活用共同化推進事業者をいい、経営資源活用共同化推進事業者とは、特定事業活動を行う株式会社その他これに類する者として経済産業大臣が告示で定める者をいいます(措規22の13①、共同化調査省令2①)。

## (2) 特定株式の取得と保有

指定期間(注1)内の日を含む各事業年度(注2)の指定期間内において特定株式を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合に、本制度の適用ができます(措法66の13①)。

(注1) 本制度における指定期間とは、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいいます(措法66の13①)。

(注2) 適用対象となる事業年度からは、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併(適格合併を除きます。)の日の前日を含む事業年度を除くこととされています(措法66の13①)。

## (3) 特定株式

本制度の対象となる特定株式とは、特別新事業開拓事業者(注1)の株式のうち、次の要件を全て満たす一定のものをいい、具体的には、経済産業大臣の証明に係る書類(注2)に記載された特別新事業開拓事業者の株式をいいます(措法66の13①、措令39の24の2①、措規22の13③)。

イ 株式が資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること

ロ 株式の保有が取得の日から5年を超える期間継続する見込みであること

ハ 株式の取得が対象法人及び特別新事業開拓事業者の特定事業活動に特に有効なものとなると認められるものであること

(注1) 特別新事業開拓事業者とは、新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行う株式会社(既に事業を開始しているもので、設立後10年未満等の要件を満たすものに限り)又はこれに類する外国法人をいいます(措法66の13①、措規22の13②、共同化調査省令2②、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則2二)。

(注2) 経済産業大臣の証明に係る書類とは、下記(6)の添付書類と同じものをいい、確定申告書等にその書類の添付がある場合に限り本制度の適用があります(措規22の13③⑩)。

(参考) 特定株式の取得に当たっては、対象法人が行う払込みの下限額が次の特別新事業開拓事業者の区分に応じそれぞれ次のとおり定められています(共同化調査省令3①一)。

イ 内国法人である特別新事業開拓事業者 1億円(対象法人が措法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者又は措法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人に該当する者である場合には1千万円)

ロ 外国法人である特別新事業開拓事業者 5億円

## (4) 特別勘定の経理及び損金算入限度額

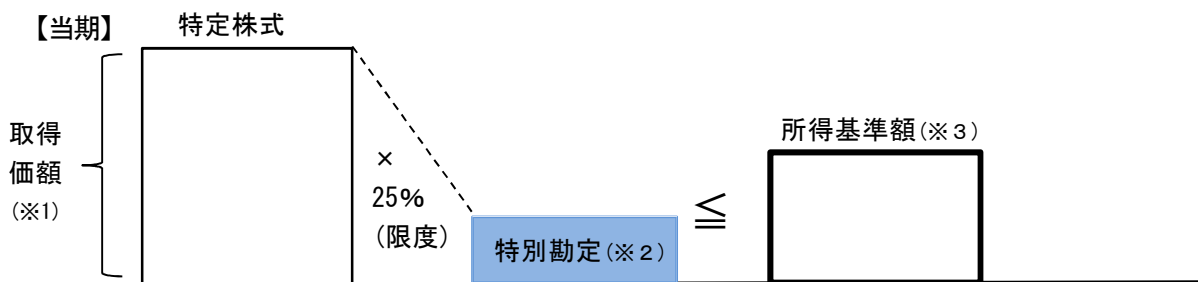
本制度による損金算入限度額は、特定株式の取得価額(1件当たりの出資上限100億円)の25%相当額(注1)以下の金額をその特定株式の取得の日を含む事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法(その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。)により経理した場合における、その経理した金額に相当する金額です。

ただし、その経理した金額に相当する金額が所得基準額(1事業年度当たりの上限125億円)(注2)を超える場合には、その所得基準額が限度となります(措法66の13①)。

(注1) 特定株式の取得の日を含む事業年度において特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうちその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に、その減額に係る特定株式の取得価額を乗じてこれをその特定株式の取得価額で除して計算した金額を控除することとされています(措法66の13①、措令39の24の2②)。

(注2) 所得基準額とは、本制度(措法第66条の13第1項及び第5項から第11項まで)の規定を適用せず、かつ、特定株式の取得の日を含む事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合のその事業年度の所得の金額から、翌事業年度以降に繰り越される欠損金額がある場合のその欠損金額を差し引いた金額をいいます(措法66の13①、措令39の24の2③)。

《イメージ図B》 特別勘定の設定と損金算入



- (※1) 1件当たり100億円が上限
- (※2) 特別勘定を設ける方法（剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）により経理したもの
- (※3) 所得金額に一定の調整をしたもの（(4)（注2）参照）
- (※4) 1事業年度当たり125億円が上限

【翌期以後】

- ・ 一定の事由に該当する場合、特別勘定を取崩し、益金算入
- ・ 取得日から5年経過した特定株式として共同化継続証明書に記載された場合、その特定株式に係る特別勘定については、一定の事由が発生してもその取崩しによる益金算入不要

また、特別勘定の金額は、次表の取崩し事由に該当することとなった場合には、その取崩し事由に該当することとなった日を含む事業年度において、その事由に応じた金額を取り崩して、益金の額に算入します（措法66の13⑤～⑪）。

《特別勘定の全部又は一部の取崩しを行う場合》

	取崩し事由	取崩し金額	根拠条文
1	適格合併等により特別勘定の引継ぎを受けた合併法人等が適格合併等の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でない場合	適格合併等の日を含む事業年度終了の日における特別勘定の金額	措法66の13⑤
2	特別勘定を設けている法人（以下「設定法人」といいます。）が青色申告の承認を取り消され、又は青色申告の取りやめの届出書を提出した場合	青色申告の承認の取消しの基因となった事実のあった日又は青色申告の取りやめの届出書を提出した日における特別勘定の金額	措法66の13⑥
3	設定法人の事業年度（以下「単体事業年度」といいます。）が連結事業年度に該当せず、かつ、単体事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当し、単体事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できない場合	単体事業年度終了の日における特別勘定の金額	措法66の13⑦
4	設定法人が連結納税の開始又は連結納税への加入に伴い資産の評価を行う法人に該当する場合	連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度の終了時の特別勘定の金額	措法66の13⑧
5	設定法人が自己を子法人とする非適格株式交換等を行った場合	非適格株式交換等の直前の時の特別勘定の金額	措法66の13⑨
6	設定法人の各事業年度について、特定株式を発行した法人（以下「発行法人」といいます。）と共同して特定事業活動が行われていることについて経済産業大臣の証明がされない場合	証明がされないこととなった事業年度のその特定株式に係る特別勘定の金額	措法66の13⑩ 措規22の13⑩
7	設定法人が特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合	特定株式を有しないこととなった日における特別勘定の金額のうち、その有しなくなった株式に応じた一定の金額	措法66の13⑪一
8	非適格合併により合併法人に特定株式を移転した場合	合併直前におけるその特定株式に係る特別勘定の金額	措法66の13⑪二



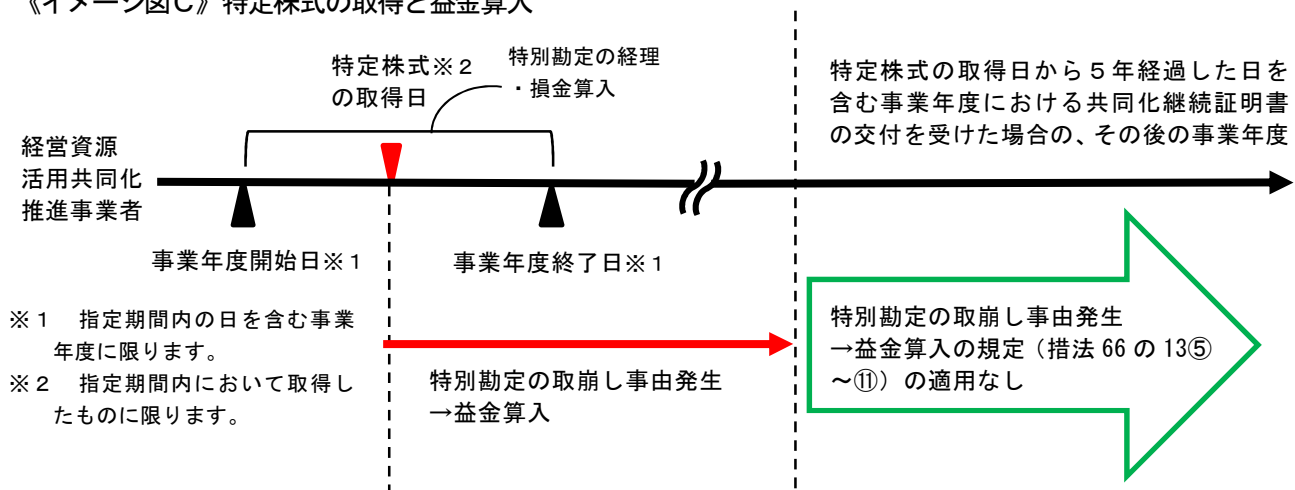
9	特定株式のうち組合財産であるものに係る投資事業有限責任組合契約等に基づく設定法人の出資額割合に変更があった場合	変更があった日におけるその特定株式に係る特別勘定の金額	措法 66 の 13⑩三
10	発行法人が解散した場合（設定法人を合併法人とする吸収合併により解散した場合を除きます。）	解散の日におけるその特定株式に係る特別勘定の金額	措法 66 の 13⑩四
11	設定法人が剰余金の配当を受けた場合	配当を受けた日における特別勘定の金額のうち、配当の額のうち以下の金額の 25%相当額 イ 剰余金の配当により減少した資本剰余金の額に係る金額 ロ 剰余金の配当を受けたことにより益金の額に算入すべき金額の基礎となる金額として証明がされた金額	措法 66 の 13⑩五 措令 39 の 24 の 2 ⑨
12	特定株式の帳簿価額を減額した場合	減額した日における特別勘定の金額のうち、減額した金額のうち損金算入額に係るものとして計算した一定の金額	措法 66 の 13⑩六
13	設定法人が解散（合併による解散を除きます。）した場合	解散の日における特別勘定の金額	措法 66 の 13⑩七
14	特別勘定の金額を任意に取り崩した場合	取り崩した日における特別勘定の金額のうち、任意に取り崩した金額	措法 66 の 13⑩八

ただし、共同化継続証明書（注）にその取得の日から5年を経過した特定株式として記載された特定株式に係る特別勘定の金額については、その後の事業年度に上記の取崩し事由に該当する事由が発生した場合でも益金の額に算入されません（措法 66 の 13⑩、措令 39 の 24 の 2 ⑩、措規 22 の 13⑨）。

（注） 共同化継続証明書は、共同化調査省令第 4 条第 2 項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類をいいます（措規 22 の 13⑦）。

なお、取得の日から5年を経過した特定株式であっても、経済産業大臣の証明を受けられなければ、上記の取崩し事由に該当する事由が発生した場合にはその特定株式に係る特別勘定の金額については益金の額に算入されます。

### 《イメージ図C》 特定株式の取得と益金算入



#### (5) 適格合併又は適格分割等を行った場合の特別勘定の金額の引継ぎ

本制度の対象法人が、適格合併又は適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）を行った場合には、特別勘定の金額のうち一定の金額がその適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継がれます（措法 66 の 13②）。

この場合、合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が設けている特別勘定の金額とみなされます（措法 66 の 13④）。

なお、適格分割等を行った場合には、その対象法人がその適格分割等の日以後 2 月以内に分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額等を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用されます（措法 66 の 13③）。

また、上記(4)の共同化継続証明書にその取得の日から 5 年を経過した特定株式として記載された特定株式に係る特別勘定の金額については、適用されません（措法 66 の 13⑫）。

#### (6) 別表等の添付

本制度は、確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載のほか、次に掲げる明細書及び書類の添付がある場合に限り適用されます（措法 66 の 13⑬、措規 22 の 13⑩）。

イ 損金の額に算入される金額の計算に関する明細書（別表十(六)）

ロ 共同化調査省令第 4 条第 1 項の規定による経済産業大臣の証明（注）に係る書類

（注） この経済産業大臣の証明は、次の事項の実施の状況について、経済産業大臣が告示で定める基準に適合することについて、その告示で定めるところによるものとされています（共同化調査省令 3 ①一～三、4 ①）。

イ 特別新事業開拓事業者から資本金の額の増加に伴う払込みにより取得した特定株式の額が上記(3)（参考）の払込みの下限額以上である場合における、特定株式をその取得の日から 5 年以上継続して保有しようとする事業活動（特定株式の取得が純投資目的に該当するものに該当する場合を除きます。）

ロ イの特別新事業開拓事業者の経営資源を活用して行う特定事業活動

ハ イの特別新事業開拓事業者に対して行う協力であってロの特定事業活動に係るもの

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 98）。

#### 〔適用時期〕

令和 2 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

## 2 その他

○ その他、法人税等に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 利益積立金額（法令9①一ワ、9の2①一ワ、改正法令附則1）	○ 内国法人が特定支配関係のある法人から配当等の額を受けする場合における、基準時の直前の株式等の帳簿価額から減算する金額の特例により減算される金額は、利益積立金額から減算されることとされました。	令2.4.1から適用されます。
(2) 時価評価資産等の範囲（法令14の8四、改正法令附則1）	○ 連結納税の開始又は連結納税への加入に係る時価評価資産等の範囲に、特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の特別勘定の金額が加えられました。	同上
(3) 資産の評価損の損金不算入等（法令68①二、改正法令附則2）	○ 有価証券に係る評価損の計上事由のうち、時価の著しい低下を評価損の計上事由とする有価証券の範囲について、以下の有価証券のうち売買目的有価証券に該当しないものとされました。 イ 市場有価証券 ロ 株式又は出資を除く有価証券のうち市場有価証券以外のもの	令2.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 なお、令2.4.1以後に終了する事業年度（令3.3.31以前に開始するものに限ります。）においては、その有する株式又は出資を除く有価証券のうち市場有価証券以外のものについてその発行人の資産状態の著しい悪化による価額の低下を評価損の計上事由とすることができることとされています。
(4) 役員給与の損金不算入（法令69⑱、改正法令附則3）	○ 業績連動給与の手續に係る要件のうち、独立職務執行者から除外される親法人の業務執行者等に該当していた者について、報酬委員会又は報酬諮問委員会を置く法人の手續終了の日の属する会計期間開始の日の10年前の日（改正前：1年前の日）から当該手續終了の日までの期間内のいずれかの時において親法人の業務執行者等に該当する者とされました。	令2.4.1以後最初に開始する事業年度の前事業年度に関する定時株主総会の日の翌日等（以下「最初定時総会の翌日等」といいます。）以後に終了する手續に係る給与については、従来どおり適用されます。
(5) 第二次納税義務に係る納付税額（法令78の2、改正法令1）	○ 損金不算入となる第二次納税義務の規定により納付すべき国税又は地方税に、国税徴収法の第二次納税義務の規定の例により納付すべき地方消費税に係る利子税が追加されました。	令2.4.1から適用されます。
(6) 貸倒引当金（法52①、法令96①一）	○ 貸倒引当金の対象となる金銭債権から債券に表示されるべき権利が除外されました。	—
(7) 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例（法54①、改正法附則1七、19）	○ 本特例の対象に、法人に対する役務提供の対価として個人に生ずる債権の給付と引換えに交付される譲渡制限付株式以外の譲渡制限付株式で、実質的に法人に対する役務提供の対価と認められるものが追加されました。	会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行の日（令和元.12.11）から起算して1年6月を超えない範

改正事項	改正の内容	適用時期等
		<p>囲内において政令で定める日)以後にその交付に係る決議等をする特定譲渡制限付株式等について適用し、同日前にその交付に係る決議等をした特定譲渡制限付株式等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(8) 短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価金額(法令118の8①一・②、改正法令附則4)</p>	<p>○ 短期売買商品等(市場暗号資産を除きます。)の時価評価金額について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 事業年度終了の日において、公表された最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格のいずれもないものについては、同日前に公表された最終の価格のうちその終了の日に最も近いものを基礎とした合理的な方法により計算した金額とされました。</p> <p>ロ イの合理的な方法によったときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならないこととされました。</p>	<p>令2.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>なお、令2.4.1以後に終了する事業年度(令3.3.31以前に開始するものに限り)においては、その有する短期売買商品等(市場暗号資産を除きます。)については、従来の規定により計算した金額を時価とすることができるとされています。</p>
<p>(9) 売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入(法令119の13、改正法令附則6)</p>	<p>○ 売買目的有価証券の時価評価金額について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 市場有価証券(取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券をいいます。)について事業年度終了の日において公表された最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格のいずれもないものについては、同日前に公表された最終の価格のうちその終了の日に最も近いものを基礎とした合理的な方法により計算した金額とされました。</p> <p>ロ イの市場有価証券以外の有価証券(株式又は出資を除きます。)については、その有価証券に類似する銘柄の有価証券について公表された事業年度終了の日における最終の売買の価格又は利率その他の価格に影響を及ぼす指標に基づき合理的な方法により計算した金額とされました。</p> <p>ハ イ及びロの合理的な方法によったときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならないこととされました。</p>	<p>令2.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>なお、令2.4.1以後に終了する事業年度(令3.3.31以前に開始するものに限り)においては、その有する有価証券(市場有価証券以外の株式又は出資である有価証券を除きます。)については、従来の規定により計算した金額を時価とすることができるとされています。</p>
<p>(10) デリバティブ取引の範囲等(法規27の7④、改正法規附則2)</p>	<p>○ 未決済デリバティブ取引に係るみなし決済損益額について、その算出につき合理的な方法によった場合は、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎となる事項を記載した書類を保存しなければならないこととされました。</p>	<p>令2.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。</p>
<p>(11) 特定同族会社の特別税率(法令139の8④、155の23④、155の43⑥、改正法令附則1)</p>	<p>○ 次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 内国法人が特定支配関係のある法人から配当等の額を受ける場合において、その配当等の額と同一事業年度内配当等の額の合計額がその内国法人が有するその特定支配関係のある法人の株式等の帳簿価額の10%を超えるときの、その基準時の直前における帳簿価額から減算される金額が、留保金</p>	<p>令2.4.1から適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法令139の10①、155の25、改正法令附則7①、10①)	<p>額及び留保控除額の計算における所得等の金額から控除されることとされました。</p> <p>ロ 留保金額の計算上控除される道府県民税及び市町村民税の額の計算において、特定同族会社が支出した地方税法に規定する特定寄附金につき道府県民税及び市町村民税から控除される金額がある場合の計算方法について、特定寄附金の額の合計額に乗ずる割合が40%（改正前：20%）とされました。</p>	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
(12) <b>デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入</b> （法令155の3の3、改正法令附則9）	<p>○ 連結法人が個別益金額又は個別損金額を計算する場合において、他の連結法人との間で行われるデリバティブ取引（その連結法人又は他の連結法人のいずれかにおいて為替予約取引等又はヘッジ手段であるデリバティブ取引等に該当するものを除きます。）に係るみなし決済損益額は、ないものとされました。</p>	<p>連結親法人事業年度が令2.4.1以後に開始する連結事業年度分の連結法人税について適用されます。</p>
(13) <b>公益法人等の範囲</b>  (マンションの建替え等の円滑化に関する法律139①)  (マンションの建替え等の円滑化に関する法律188)	<p>○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。 イ マンション敷地売却事業の対象となるマンションを老朽化したマンション等に拡充した後のマンション敷地売却組合も、引き続き公益法人等とみなされることとされました。</p> <p>ロ 敷地分割組合が公益法人等とみなされることとされました。</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令2.6.3現在審議中）の施行の日から適用されます。</p> <p>同上</p>
(14) <b>国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</b> （旧国家戦略特別区域法施行規則11の2二イ(5)・ロ(2)(3)）  (措法61①、68の63の2①)	<p>○ 対象事業から高度医療施設の近接の患者用宿泊施設の運営に関する事業、国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業及び外国会社、国際機関等に勤務する者の子女等を対象とした外国語による教育に関する事業が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令2.4.1から適用されます。</p> <p>—</p>
(15) <b>交際費等の損金不算入</b> （措法61の4①、68の66①、改正法令附則78）  (措法61の4①、68の66①)	<p>○ 接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人からその事業年度終了の日における資本金の額等が100億円を超える法人が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
(16) <b>認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例</b> （特定非営利活動促進法施行規則5八、7四）	<p>○ 認定要件について、いわゆるパブリック・サポート・テストの総収入金額及び受入寄附金総額から民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき事業を実施するために交付された助成金の額が除外された後の認定特定非営利活動法人についても、引き続き本特例を適用することとされました。</p>	<p>令2.4.1から適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(17) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用 (旧措法66の13②③④、68の98②③④、旧措令39の24③④、39の122、旧措規22の13、22の76の4、改正法附則91、105、改正措令附則38、48)</p> <p>(措法66の12、68の97)</p>	<p>○ 設備廃棄等欠損金額の特例措置が廃止されました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令2.4.1以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用し、同日前に終了した事業年度において生じた欠損金額については、従来どおり適用されます。</p> <p>なお、青色申告法人で特定事業再編計画について令2.4.1前に認定を受けた認定事業再編事業者であるもの同日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額のうち特定設備廃棄等欠損金額については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(18) 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例 (措令39の26②二、改正措令附則1一、39)</p> <p>(措法67の3①、68の101①)</p>	<p>○ 本特例の対象となる売却の範囲に、農林水産大臣の認定を受けた地方卸売市場において行う肉用牛の売却が追加されました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>令2.6.21以後に地方卸売市場において行う肉用牛の売却について適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(19) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (旧措法68の102の2、旧措令39の28①、39の124、改正法附則106、改正措令附則40)</p> <p>(措令39の28①、改正措令附則40)</p> <p>(措法67の5①)</p>	<p>○ 対象法人について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 対象法人から連結法人が除外されました。</p> <p>ロ 対象となる事業者の範囲が常時使用する従業員の数が500人以下 (改正前：1,000人以下) の事業者とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令2.4.1前に取得等をした少額減価償却資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>令2.4.1以後に取得等をする少額減価償却資産については適用し、同日前に取得等をした少額減価償却資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(20) 投資法人に係る課税の特例 (措令39の32の3⑫)</p>	<p>○ 再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、再生可能エネルギー発電設備の取得期限が令和5年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(21) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止 (措法68の5)</p>	<p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>—</p>

## VI 連結納税制度の見直しに伴う改正

○ 連結納税制度が見直されグループ通算制度へ移行される改正が行われましたが、移行に伴う改正事項のうち下記については、連結納税制度又はグループ通算制度の適用を受けない法人についても適用されます。

なお、グループ通算制度については『グループ通算制度の概要（令和2年4月）』で説明しております。

※ 連結納税制度の見直しに伴う改正については、法律のみ公布されており、政令及び省令については後日公布されます（令和2年6月3日現在）。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 受取配当等の益金不算入（法23①、改正法附則1五ロ、14）</p> <p>（法23②）</p> <p>（法23④⑥、改正法附則1五ロ、14）</p>	<p>○ 関連法人株式等に係る負債利子控除額が、関連法人株式等に係る配当等の額に係る利子相当額として一定の金額とされました。</p> <p>○ 配当等の額に係る基準日等は、配当等を受ける者を定めるための会社法に規定する基準日（株式会社以外の法人がする配当等については基準日に準ずる日とし、基準日又は基準日に準ずる定めのないものについては配当等がされる日）であることが明確化されました。</p> <p>○ 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定について、完全支配関係がある他の法人の有する株式等を含めて判定することとされました。</p>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>同 上</p>
<p>(2) 寄附金の損金不算入（法37①④、改正法附則1五ロ、14）</p>	<p>○ 寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とされました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(3) 貸倒引当金（法52⑨二、改正法附則1五ロ、14）</p>	<p>○ 貸倒引当金の対象となる金銭債権から完全支配関係がある他の法人（改正前：連結完全支配関係がある連結法人）に対して有する金銭債権が除外されました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(4) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（四年措法65の6、旧措法68の77、改正法附則1五ロ、14）</p>	<p>○ 法人及び当該法人との間に完全支配関係がある他の法人（改正前：連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人）の調整前損金算入額が定額控除限度額（年5,000万円）を超える場合には、その超える部分の金額を損金の額に算入しないこととされました。</p>	<p>同 上</p>

### その他の改正

上記のほか、グループ通算制度における制度の複雑化を避ける等の理由により、次の規定について用語の整理等が行われました。

なお、連結納税制度又はグループ通算制度の適用を受けない法人が次の規定の適用を受ける場合において、改正前と改正後での実質的な変更はありません。

- ・旧法第14条（みなし事業年度）
- ・旧法第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）
- ・旧法第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）
- ・旧法第59条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）
- ・旧法第60条の3（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額）
- ・旧法第62条の7（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）
- ・旧法第67条（特定同族会社の特別税率）